

## 社会福祉連携推進協議会開催要綱

### 1 趣旨及び目的

令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による協議を行い、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、今後の制度の展開に資することを目的とする。

### 2 協議事項

協議会においては、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 社会福祉連携推進法人制度の推進について
- (2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進について
- (3) その他

### 3 協議会の運営

協議会の運営は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課において行う。

### 4 構成員及び参加者

協議会の構成員は社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁とし、関係団体等をオブザーバーとする。

なお、社会福祉連携推進法人の設立予定者等の関係者の参加を可能とする。

### 5 その他

- (1) 協議会は、闊達な意見交換を促すため、原則非公開において開催し、会の開催後に、議事要旨等を公開することとする。
- (2) この要綱は、令和4年12月8日から施行する。